

平成23年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....

1. 開議 平成23年6月17日 午前10時30分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石 井 孝 昭
5番 桜 田 秀 雄
6番 林 修 三
7番 山 口 孝 弘
8番 小 高 良 則
9番 湯 浅 祐 徳
10番 川 上 雄 次
11番 新 宅 雅 子
12番 横 田 義 和
13番 鯨 井 眞佐子
14番 加 藤 弘
15番 山 本 邦 男
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 中 田 眞 司
22番 古 川 宏 史

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 高 橋 一 夫
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美
市民部参事（事）	国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長		中 村 治 幸
建設部参事（事）	道路河川課長	勝 股 利 夫

会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
都 市 計 画 課 長	山 本 伸 夫
都 市 整 備 課 長	金 崎 正 人
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	醍 醐 文 一
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

+

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	廣 森 孝 江
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 査 補	須 賀 澤 勲

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成23年6月17日（金）午前10時開議

日程第1 八街市農業委員会委員の推薦

日程第2 議案第6号から議案第15号

請願第23-2号、請願第23-3号

委員会報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 発議案の上程

発議案第6号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、議会運営委員会及び各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、6月16日までに受理した要望1件については、その写しを配付しておきました。

次に、全国市議会議長会表彰の伝達を行います。

丸山わき子議員、小澤定明議員、右山正美議員、前へお願いいたします。

（表彰状伝達）

○議長（古川宏史君）

以上で、伝達を終了します。

以上で、報告を終わります。

日程第1、八街市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員として、八街市上砂319、石井とよ子氏を推薦したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、石井とよ子氏を推薦することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議ありませんので、石井とよ子氏を八街市農業委員会委員として推薦することに決定しました。

日程第2、議案第6号から議案第15号及び請願第23-2号、請願第23-3号を一括議題とします。

各委員長の報告を求めます。

最初に、山本邦男議会運営委員長。

○山本邦男君

議会運営委員会に付託されました、案件1件につきまして、去る6月9日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

請願第23-2号、八街市議会全員協議会会議の公開を求める請願についてです。

参考人として、請願者をお招きして、審査いたしました。

審査の過程において、委員から「全体会議とおっしゃっていますが、全員協議会について

の内容は理解していますか。」

次に、参考人から「そのすべてを把握しているとは思っていません。指摘されることの中で改めて考え直さなければならぬと考えています。全員協議会の中で誹謗中傷する意見が出されたと聞いております。全員協議会にそぐわないのではないかと考えます。」という答弁がありました。

次に、委員から「全員協議会の公開を求める請願は、何の問題もないと考えています。しかし、請願文書を読ませていただくと、議長に議題としないように求めましたとありますが、議長は議題にしていけないのです。個人的な話が出たから、そのことに対して、個人的に支援者だから請願を提出されると捉えられます。やはり、もっと全体のことを考えなければなりません。それが議員であると思います。そういったことから、指摘されていたかなければならない部分が多々あると考えます。全員協議会の会議を公開して、会議の傍聴を認めるようにということと、個人的に支援者だから請願を提出された。その請願内容で傍聴させてくださいという文面は、どうも符合しないと考えています。また、個人的なことで、このような請願が提出されることは、私は理解できないところです。」

次に、参考人から「符合するか、しないかは、個人の考え方の差ではないかと思います。その請願が必要のない人、請願が必要だという人の考え方の差ではないかと考えます。」

次に、委員から「請願事項に反対しているとは言っていません。しっかりとしたものを踏まえた中で、まず、訴えているものが違うわけですから、公的な請願書とした場合、これを受理したら、私たち議員は議会というものは、聞いた話や実際自分では見ていないものを出すということは、まさしく許されないと考えています。」

次に、参考人から「確かに、私はその場にはいませんでした。事の事態によって、さまざまに世の中は変わっていくと思います。この八街市議会全員協議会を公開していく中身と請願は違うといいますが、1つの現象を踏まえた中で、協議会の中を傍聴できるようにとお願いしています。」

次に、委員から「噂をもとに、この会議において発言と、これを議題として八街市議会の良識を疑わざるを得ないと。これは、噂ではございません。証人もおります。この問題になっている当日、本人は答える必要はないと、全員協議会を中座しました。そういう姿を支持者の参考人に見せたくないです。これが実態でありますので、ご理解をいただきたい。」

次に、参考人から「全員協議会というのは、市政のための会議ではないと思います。市政の会議ということになると、この個人の団体の財務について問う必要があるのですか。」

次に、委員から「桜田議員から聞いて、そのまま請願されたのでは困るのです。事実でないことがたくさん記載されています。やはり聞いたことは、正確な話かどうかということを事実確認をして、間違いがないということで、提出していただきたかった。」

次に、参考人から「話を聞いただけで、それが本当か、噂かという話の内容はありません。桜田議員がこうだったということを聞いて、責任を持って、この文面を作りました。」

次に、委員から「この請願は事実ではないことが、たくさん記載されています。議題にし

てはいません。5千円提供された方から、その話を伺いました。その中で、何で1千円しか相手方に渡らなかったのかを知ったのかと尋ねたら、神戸の福祉新聞と礼状と一緒に送られてきて、その中に私の名前で1千円と記載されていたとのことでした。しかし、福祉新聞はもうありませんでしたので、裏付けになるものがないので、議題にしていなかった。また、桜田議員はそのとき、どのようなお願いをしたのですかと尋ねますと、義援金、支援金、カンパと言われましたかと聞くと、そんなのは覚えていない。ただし、5千円がそのまま渡ると認識していたとのことでした。そうすると義援金に値するのです。パンフレットを配って説明したとありますが、そんなものは受け取っていないよという話なんです。これも請願内容と事実ではないのです。事実確認をしていただきたかったと思います。全員協議会は誹謗中傷の場でおっしゃっていましたが、決してそんな場ではございません。報告、伝達事項、または議案の説明をしたりすることが主なことです。誹謗中傷するつもりで、全員協議会をやっている人は1人もいないと思いますよ。ただ、そういう問題が過去にあって、それに誹謗中傷の場として捉えられていると誤解されているかもしれませんが、全く事実ではありません。」

次に、委員から「1カ月ぐらい前に桜田議員が家にやってまいりました。神戸・淡路大震災当時の会計簿が出てきたので説明したいということで、説明がございました。義援金5千円を集めて1千円しか納めていなかったという何人かの議員、そして元議員から聞いていましたので、この文章の中では、噂としてとありますが、噂ではありません。事実でございます。全員協議会とき、なぜ、そういう立派なボランティア活動をしてきたのに、説明できないのですかと聞きました。そうしたら、何一つ説明しませんでした。このとき明かしていれば、こういう問題にはならなかったのではないかと。市議会議員として桜田議員は活動しているわけです。前にボランティア活動の代表としてやってきたわけですが、今は議員として襟を正すべきではないか。当時のことをもっと早く説明すべきではないのかと言いました。私は噂で言ったわけではありません。2万円出したという人も聞いております。そういったことで、何で立派なボランティア活動をしてきたのか、何一つ説明できなかったのか、これが1つの問題になっていると思います。」

次に、参考人から「支援金で集めたことを、その方が義援金だよという話には到底ならないと思います。そのとき説明すればという意見もありましたが、一市民として皆さんがカンパしてくれる支援金について、どうぞこれを使ってくださいというような気持ちで支援するため、行動費になるというふうに考えて当然だと思います。支援金ならば全額支援者のもとに届くのでしょうけれども、義援金か支援金かという言葉の誤差というものは出てくるし、また、その場でも、もっと説明すればよかったのではないかと。それ以外にたくさん支援して下さった方からも、この問題について、最近これはおかしいよという話はないんですよ。」

次に、委員から「この件を全く問題にはしていなかったんです。ただ、この当時、先輩議員がおかしいということから、この件がどうなっているのかと聞いただけです。本日、この

請願文書の中に入ってくるということであれば、なぜ、そのときに、桜田議員は事実を説明しなかったのですか。何年も放っておいて、私は今まで小学校恩師から、こういうことを気をつけなさいと言われた一言があるんです。それは、一方的に相手から聞いたことを鵜呑みにしてはいけない。逆に一方的に言う人は逆なんだよと。そういうときには、言った方と、またそのことが事実かどうか、相手に確認をして、そして発言しなさいと、大人になって大事なことだということを、今この議論の中で思い出しました。いずれにおきましても、この請願文書については、事実、憶測、請願を鵜呑みにすることはできません。やはり市民の皆さんの立場から公平な議会運営でなければならない。それこそ、全議員が八街市のために一生懸命頑張っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。」

採決の結果、賛成なしのもと、不採択と決定しました。

以上、議会運営委員会に付託されました案件に対し、審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ、当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

次に、小澤定明総務常任委員長の報告を求めます。

○小澤定明君

総務常任委員会に付託されました、案件4件につきまして、去る6月13日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第6号、八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に対する申し入れに伴い、組織を見直すもので、審議会委員のうち、議会委員を市民に改めるものであります。

審査の過程において委員から、「総合計画審議会は、八街市の将来を語っていく場で、大変重要な位置にあります。この審議会が形骸化される、あるいは意見が全く出ないということでは、審議会として役割を果たさなくなります。委員選考にあたり、どのように考えているのか。」という質疑に対して「多くの市民の意見を伺いながら、総合計画を策定していかなければならないので、市民の方の選定の方法は公募など、意見のある方を募って計画を策定していきたい」という答弁がありました。

次に、「市民の枠を議員が抜けた枠以外に増やす考えはないのか。」という質疑に対して「前は15名以内という中で、14名の方に委員をお願いいたしました。うち4名の方が市議会議員から選出させていただきました。その枠だけを考えると、市民の方は5名程度になりますが、そのほか、市の主な団体の方は女性の参画もありますので、いろいろな意見をいただける方を選んでいきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「他の審議会等にも言えることですが、長期に委員になられると、精通し過ぎて、

その審議会での発言が少なくなる傾向が見られます。活発な審議会活動による1つの指針になると考えますので、期数の制限を設ける考えはないか」という質疑に対して、「総合計画は20年の全体計画が策定されていますし、5年に一度、基本計画の見直しを行っています。今回は21年度で終了していますので、次の基本計画の見直しを実施するには、来年度あたりから準備等を行っていかねばならないと考えており、任期としては2年以内で審議していただくことになると思います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号、八街市住所の表示方法に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、この審議会を組織する委員の構成を変更するとともに、一部文言等を改正しようとするものです。

審査の過程において委員から、「委員15名の構成を伺う。」という質疑に対して「現行では1号委員が市議会議員、2号委員として関係行政機関の職員、3号委員として知識経験を有する者というように規定されております。このうち1号委員である市議会議員の皆様について、その他、市長が必要と認める者に変更しようとするものであります。」という答弁がありました。

次に、「住所の表示については、議会でもいろいろ議論しているところですが、この審議会はいつから開かれていないのか伺う。」という質疑に対して「平成6年が最後です。」という答弁がありました。

次に、「審議会を全く活用しないのであれば、この審議会を廃止しにしていくことも必要だと思いますが、今後、どのように対応していくのか伺う。」という質疑に対して、「現状を考えますと、住所の表示方法を変えるにあたり、それ相応の予算が必要になるのが、一番ネックと考えています。すぐに開催するスケジュールはないが、いろいろな形で、へ番地の問題、あるいは、文違、富山などの問題というのは、十分承知しているところですので、廃止ということではなく、現行では、存続させておきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号、八街市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも、八街市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、組織を見直すものです。

審査の過程において委員から、「現状で消防委員会の中に学識経験者で議員が1名入っていますが、今後、この取り扱いはどのようになるのか。」という質疑に対して、「議会からの方針のとおり、学識経験者及び市長が必要とする者も委員として委嘱しない考えです。」という答弁がありました。

次に、「計画などは、消防委員会の中でしっかり論議していくのが大事だと思います。不足委員については公募するのか。」という質疑に対して、「学識経験者の方、あるいは、消

+

防団本部の役員の方々と、今後の方針を決めていくことになりますので、ある程度、消防を経験された方々からの選出になると思います。」という答弁がありました。

次に、「議員が審議会等に参画しないことにより、幅広く市民の意見を取り入れ、計画立案を策定していただきたい。また、審議会の途中報告など、議会に報告をしていただきたい。」という意見がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号、平成23年度八街市一般会計補正予算中、歳入全款、第2表地方債補正についてであります。

審査の過程において委員から、「東日本大震災での被災を受け、これを教訓として、防災、減災に力を入れ、学校関係をはじめ、公共施設などの耐震化を急がなくてはなりません。朝陽小学校は建て替え、あるいは、東小学校、交進小学校、川上小学校も耐震化の現実問題が出ているにも関わらず、予算が計上されていません。本来ならば、この6月補正の中でしっかりと予算を組んで耐震化の早急な対応が必要ではないか。災害復旧工事はできるだけ多く地元業者に仕事をしてほしいが、入札はどのように行うのか。」という質疑に対して、「入札に関しては、4月20日に市内業者の受注機会の拡大についてという通知を庁内にしています。この中で、原則設計金額が1千万円以上の工事等は一般競争入札とするが、資格要件の地域設定により、市内業者の受注機会に配慮することとか、当分の間、設計金額が1千万円以上の工事等であっても、市長が特に認めた場合は、指名競争入札にすることができるものとするとしております。」という答弁がありました。

次に、「復旧工事が原形復旧の対応だと、大きな地震が来たときに、また破損する可能性があるのではないですか。」という質疑に対して、「原形復旧と言いましても、同じ施工をするわけではなく、改良して行います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

次に、川上雄次文教福祉常任委員長の報告を求めます。

○川上雄次君

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、まず初めに、議案第15号に関連する現地調査を行い、その後、審査をいたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査の内容についてご報告申し上げます。

議案第7号、八街市就学区域審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、組織を見直すものです。

審査の過程において委員から、「市議会議員の代替えとして、「地域の実情を理解し、児童・生徒の就学について見識を有する者」とのことで、地区代表者が1号委員になりますが、地区代表者だけしかうたわれていません。注釈など必要ではないか。地区代表者の捉え方を伺う。」という質疑に対して、「各小学校区より保護者の代表、また、学校評議員の中から学校と協議して委員の委嘱を考えています。」という答弁がありました。

次に、「最近、会議はいつ開催されましたか。また、審議内容を伺う。」という質疑に対して、「平成22年7月13日に開催いたしました。内容は、平成22年度の学級編制についての報告。中学校の部活における就学区域で、中学校に希望する部活がない場合は、希望する部活のある中学校への変更が可能になる等の話し合いが行われました。」という答弁がありました。

次に、「地区代表者と小中学校の校長先生、PTA会長、学識経験者での15人構成ですが、それぞれの構成人数に関しては、従来と変わらないのですか。」という質疑に対して、「現在、地域からの代表8名、学校長2名、PTA会長1名、学識経験者1名の計12名で、次回からも同じ人数で行っていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正を機会に、多くの市民の声を反映させていくことが必要ではないか。現在12名だから12名ではなく、15人以内とありますので、この機会に充実した審議会にしていきたい。さらに、残りの3名を公募という形は考えないのか。」という質疑に対して、「現在のところ公募は考えていません。ただ、必要に応じて何か不足があった場合は、臨時委員で対応したいと思います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号、八街市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも、市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、組織を見直すものと、あわせて委員数を改正するものです。

審査の過程において委員から、「市民の声が、反映されていかなければならない中、委員数を12人から10人以内に縮小する理由を伺う。」という質疑に対して、「今回のこの条例を改正するにあたり、印旛管内で、この審議会を設置している市町村を調べたところ、四街道市、印西市で、いずれも10人以内と規定されていました。八街市の人口規模と同程度ということから、八街市でも10人で十分やっていけるのではないかと考えました。」という答弁がありました。

次に、「スポーツ振興に関しては、新しい角度からの健康づくりや街づくり等で、八街市は大きな課題を抱えています。八街市独自の対策が必要ではないか。」という質疑に対して、「現在の審議会委員は、市議会議員、社会教育委員、市立中学校の教職員が入っておりますが、今回この充職を廃止し、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員に限定しました。市議会議員につきましては、スポーツに関して議会で十分ご審議いただける

立場でございますし、社会教育委員についても、社会教育委員会議で、ご審議いただけるものと思っております。また、教職員につきましては、校長会議や教頭会議、あるいは、教育委員会の会議でスポーツに対するご意見を伺いますので、今回、スポーツに関する知識経験者を多く取り入れて、市民の声を反映させたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「委員の公募は考えていないのか。」という質疑に対して、「スポーツに関する学識経験者の選出方法は、今のところ体育協会、スポーツ少年団、また、体育指導員などのスポーツに関する団体が数多くありますので、そこから選出したいと思っています。広く市民の声を聞くという観点からすれば、公募も大切な方法であると思っていますので、それらも含めて選出方法を検討してまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号、平成23年度八街市一般会計補正予算中、歳出10款災害復旧費についてです。

審査の過程において委員から、「東小学校の高置水槽の修理箇所が発見され、工事が必要になるまでの経緯を伺う。」という質疑に対して、「地震当日と翌日に、全部の小中学校、幼稚園の被災状況について確認しましたが、設備関係の高置水槽までは確認できませんでした。毎月1回、貯水槽のメンテナンスをしている業者から連絡が入り、直ちに修繕が必要と判明し、夏休みに交換する方向になりました。」という答弁がありました。

次に、「東小学校ほどではないが、これに準じて、やや危険なところは、他の学校でありましたか。」という質疑に対して、「東小学校同様に、昭和の終わり頃に設置されたFRP製の受水槽で、東小学校の屋上にある受水槽、実住小学校及び二州小沖分校が同じ昭和50年代ですので、これらを計画的に改修していかなければなりません。朝陽小学校については、改築計画がありますので、その折に改修したいと思います。」という答弁がありました。

次に、「高置水槽は、撤去して、そのまま設置するのか。耐震の工事も兼ねて行うのか。」という質疑に対して、「基礎を見直し、配管もあわせて交換する予定です。」という答弁がありました。

次に、「新しい高置水槽の素材は、何になりますか。また、その値段と耐用年数を伺う。」という質疑に対して、「厚さ1センチメートルぐらいの鋼板製の水槽になります。FRP製の耐用年数は20年程度ですが、鋼板製は、メーカーによると50年ぐらいと言われています。鋼板製の方が若干コストはかかりますが、長期的に見て経済的であると判断しました。」という答弁がありました。

次に、「中央公民館大会議室は、実際3月から10月までの約半年以上使用できないのですが、これは、利用者にあきらめていただくのか、あるいは、何か手だて等がありますか。」という質疑に対して、「サークル等団体から、山武市の施設を借りるとの話は聞いております。また、その他については当公民館の小中会議室をご案内したりしています。」という答弁がありました。

次に、「昭和56年以前の学校施設で、耐震化の対象状況を伺う。」という質疑に対して、

「耐震指数が0.3未満の非常に危険である校舎、体育館は全部終了しました。残っているのは、指数0.3から0.7のやや危険という区分に入る校舎が、川上小学校で1棟、交進小学校で1棟、八街東小学校が2棟、そして、朝陽小学校を含めると4校になります。」という答弁がありました。

次に、「中央公民館は、昨年12月に危険であることがわかっていながら、そのままにしまっている。何のための耐震診断かわかりません。学校は、子どもたちが生活する場であり、また、災害時には避難所になるところです。早急な対策が必要です。教育委員会の姿勢を伺う。」という質疑に対して、「早期に改修したい意向は持っています。財源的な裏付けがないとなかなかできません。計画は立てますが、実施段階になって、いつ、それが現実できるのかとなると、ここで明確にお答えできません。」という答弁がありました。

次に、「3月11日に発生した被害が6月議会まで、修繕の提案ができなかった理由を伺う。」という質疑に対して、「今回の地震で、人の避難ということでは、八街中学校の武道場で足りていました。八街東小学校の高置水槽については、漏水していない下半分が使用可能でした。また、実際の工事は、夏休みにならないとできない状況がありました。」という答弁がありました。

次に、「中央公民館はどのような形で、天井の耐震化をするのか。」という質疑に対して、「工事完了後の見た目は、現状のボードと同じような物が付く形ですが、天井裏の鉄骨は、総入れ替えし、上から溶接して、かなりの強度になると考えています。」という答弁がありました。

+

次に、「中央公民館の改修工事では、照明設備について入っていませんが、耐久性、耐震性を求められるものが天吊りから照明として付くようになると思います。今回、予算計上されない理由を伺う。」という質疑に対して、「今回の工事で、照明設備の吊りの強度についても改修工事で、安全性なものになると考えています。器具、球については、今後検討していきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

次に、鯨井眞佐子経済建設常任委員長の報告を求めます。

○鯨井眞佐子君

経済建設常任委員会に付託されました、案件6件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干、審査内容についてご報告申し上げます。

議案第10号、八街市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、組織を見直すものです。

審査の過程において委員から、「委員の定数が載っていませんが、どのようになっているのか。また、市民を参画させる考えはないか。」という質疑に対して、「現在は10名以内をもってとなっています。現在は学識経験者2名、関係行政機関の職員1名、各種団体の代表2名、事業所の代表2名、市議会議員2名で、計9名です。今後、議員さんが2名減になりますと、3名減になりますので、学識経験者、各種団体の代表、事業所の代表の中から選出できればと考えています。市民参画については、研究させていただきます。」という答弁がありました。

次に、「学識経験者は、今後どのような方を選出しますか。」という質疑に対して、「現在、学識経験者については、印旛市郡医師会の八街の代表者、商工会議所の専務が選出されています。今後は、検討してまいります。」という答弁がありました。

次に、「肩書のない市民も委員に入れていく必要があるのではないか。」という質疑に対して、「現在、委員はすべて市民の方ですので、市民の代表と認識しています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも、市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、組織を見直すものと、あわせて委員の任期を規定するものです。

審査の過程において委員から、「学識経験者については、どのように選出するのか。」という質疑に対して、「中小企業の経営全般に広く知識を持たれている経営指導員の2名を考えています。」という答弁がありました。

次に、「借りる立場からの意見を取り入れるには、利用者である方に参画をしていただくことも重要ではないか。」という質疑に対して、「あくまで、融資制度でありますので、いろいろ審査を行ってから融資を確定し、保証協会の判断もありますので、今後も同様に行っていきたい。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号、八街市上水道委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これも、市議会議長からの執行機関の附属機関への参画に関する申し入れに伴い、組織を見直すものと、あわせて所掌事務を明確にするものです。審査の過程において委員から、「有識者とその他市長が認める者については、どのような方を考えているのか。」という質疑に対して、「現時点では、水道の有識者については、県水道局、印旛広域水道の職務経験者の中から選出したいと考えています。また、その他市長が認める者については、JA農協並びに商工会の代表をされている方が適任ではないかと考えています。」という答弁がありました。

次に、「水道業者の知識を持った人たちを委員に登用する考えはないか。」という質疑に対して、「有識者の中には、事業者の代表者を含めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市長が事業者等に対して必要な措置を命ずる場合には、期限を定めるなど、条例中の期限・期間を明確化することが主なものです。

審査の過程において委員から、「期限を定めることとは、どのようなことか。」という質疑に対して、「違反現場は、いろいろな状況がありますので、検察庁と協議した結果『期限を定めて』という文言にしました。土砂の片付けや、崩落の危険箇所の修復など、措置命令をかける場合、現場によって状況が違うので、それが1カ月でできるのか、3カ月でできるのか等の場合があります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第15号、平成23年度八街市一般会計補正予算中、歳出7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、「基本計画作成業務の内容を伺う。」という質疑に対して「基本的な構造、基本的な位地をJRと協議しながら基本的な姿を定め、これに伴う、概算事業費の積算となります。施工にあたっては、詳細設計が必要になってきます。」という答弁がありました。

次に、「基本計画の対象面積を伺う。また、JRと確約はとれているのか。」という質疑に対して、「榎戸駅東口の開設が目的なので、面積の設定はありません。確約ということではないのですが、今までの経緯からいたしますと、東口の開設ということについて、JRとの協議の中では、前向きなお答えがいただけなかったのですが、昨年度末から今年度にかけて進展があったので、こういった絶好の機会を活かしたいと考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

請願第23-3号、地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める請願についてです。

審査の過程において委員から、「千葉県内では、平成20年度ですと、消費生活センターを設置している市町村は17、消費生活相談員を配置している市町村は21、相談員を置かずに職員が対応している市町村は14です。また、相談体制そのものを整備していない市町村は4あります。八街市の現状を伺う。」という質疑に対して、「八街市では、消費生活センターを設置しており、地方消費者行政活性化基金を平成21年度より活用しています。相談員については、4名委嘱して、月曜日から金曜日まで、相談業務に携わっています。」という答弁が執行部よりありました。

次に、討論では、「この請願は、『地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に

対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める。』というものです。請願では、地方消費者行政を充実させるために、国が継続的かつ実効的な財政支援を実施すること、自治体に対し、国が消費生活相談窓口の姿について、一定の目安を提示するとともに、これを単独で実施することが困難な小規模自治体も存在するので、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって取り組みやすい制度枠組みを提示すること、消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能にする専門職任用制度の整備等の実施を求めています。消費者被害は、食品関連だけをとりても、原産国、産地等の偽装、原材料表示のごまかし、賞味期限や消費期限等期限表示の偽造など、悪質な事件が頻発しています。さらに、消費者契約による深刻な経済的被害も減るどころか増え続けています。瞬間ガス湯沸かし器や石油暖房器具などが引き起こす命に関わる重大事故も後を絶ちません。このような状況のもとで、消費者は企業の利益最優先の安全無視、価格等の情報隠しや情報操作によって大きな不利益をこうむり、裁判に訴えるなどの対抗手段をとらない限り、消費者被害は救済されず泣き寝入りさせられてきました。力の弱い消費者にとって、命・健康・利益を守るためには、企業と対等平等に対じできる力が必要です。そのためには、行政による消費者の立場に立つ援助が必要であり、特に、国による地方自治体に対する強力な援助が求められています。3月11日の千葉県議会本会議において、本請願と同様な内容の請願が全会一致で採択されました。八街においても採択すべきものと思います。以上の理由から請願第23-3号に賛成いたします。」という賛成討論がありました。

+

採決の結果、賛成全員のもと、採択と決定しました。

+

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、各委員長の報告を終わります。

これから、各委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、議会運営委員長報告に対する質疑を許します。

○丸山わき子君

1点お伺いいたします。先ほど、議会運営委員長からの報告がございまして、この中では審査の内容として、委員から反対しているわけではないと、訴えている内容が違うんだというような審議内容があったと思うわけですが、それで、請願事項に関して、これはどのようにするのかということが、改めて、この議会運営委員会の中で検討されたのかどうか。その辺について、1点お伺いいたします。

○山本邦男君

先ほどの報告のとおりでございますけれども、確かに全員協議会の公開を求める請願は何ら問題ないと言われておるわけでございますけれども、その請願の理由が非常に根拠のない、そういうような理由が大変多くて、これでは、採択というわけにはいかないということで、全会一致で、賛成者なしということに決定したことは、先ほど報告したとおりでございます。

○丸山わき子君

先ほど、私が言いましたように、反対しているわけではないという意見と同時に、全員協議会は伝達報告の場であるということで、その公開、傍聴に関しては否定するような内容もあったと思うわけですが、議会運営委員会としては、両方の意見が出てきているわけで、それを統一させるといった、そういった議論がなされたのか。その点ではどうなのか、お伺いいたします。

○山本邦男君

これは、審査の内容に逆戻りすることはできないというふうになっておりますので、ただいま報告したとおり、賛成者なしということで決定いたしましたので、そこには踏み込んでおりません。

○議長（古川宏史君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

これで、議会運営委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑なしと認めます。

これで、総務常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑なしと認めます。

これで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑なしと認めます。

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第6号から議案第15号及び請願第23-2号、請願第23-3号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

+

(再開 午前11時36分)

再開します。

最初に、桜田秀雄議員の請願第23-2号、請願第23-3号に対する賛成討論を許します。

それでは、私は、請願第23-2号、八街市議会全員協議会の公開を求める請願について賛成の立場から討論をいたします。

+

+

Handwriting practice lines consisting of multiple horizontal lines, some solid and some dashed, for tracing and letter formation.

+

○議長（古川宏史君）

桜田議員に申し上げます。ちょっと止めてください。

桜田秀雄議員に申し上げます。賛成討論の発言ですので、議題外にわたっておりますので、発言を控えてください。

○桜田秀雄君

それでは、賛成討論の中身に入ります。

議会改革のトップランナーと言われる会津若松市議会は、規定で「議長は、議会の運営、市政の課題等について、協議または調整を図るため、執行機関からの説明及び報告並びに議員間の協議を行なう必要があると認めるときに開催する」と明記されています。

会議の傍聴を認めており、多くの市町村議会は、こうした公開の方向に向かっております。八街市議会において、公開するメリット、デメリットをきちんと論議をして、その内容を明確にして提案者に通知するのが議会の役割ではないでしょうか。

憲法に保障された請願権に対し、委員間における審議なしで不採択を請願者に通知することは、主権者に対する冒とくであります。

先ほど、丸山議員もお話されましたけれども、提案に至った理由の1つが、適切でないとして不採決とするならば、実に大人げのない対応と言えましょう。今回、市民からの請願に対し、請願ご本人を説明員としてお招きし、直接提案の趣旨をお伺いできたことは本市議会の歴史に新たな1ページを刻むことになり、議会改革への一歩である、と私考えます。

今回の審査方式を前例とし、市民とつくる街づくりを目指し、請願審査の充実を図るべきであります。審査時間は1時間に及びました。後日、会議録を見るとわかると思いますが、民間人に対する質疑応答にしては、大変大人げのない失礼な質問も飛び出すなど、議会として反省すべき点多々見られます。厳しい質問でしたが、終始、冷静沈着に最後まで紳士的に対応されました説明員に感銘と感動を受けたわけであります。

一方、委員会終了後、同氏は社会福祉協議会に赴き、説明員として得た手当全額を東日本大震災にご寄附なさいました。「よからぬ噂を立てられたくないから。」とつぶやいておられましたが、議会への不信と受け止め、議会を構成する一員として、善良な市民にこのようなご心労をおかけしたことを心からお詫び申し上げたいと思います。

以上のことから、提案者の趣旨を紳士的に受け止め、すべての会議を原則公開するという立場から、八街市議会全員協議会の公開を求める請願に賛成するものであります。

議員の定数削減を求める請願を拒否し、全員協議会の会議の公開に背を向ければ、議会に対する信頼を失うことにつながります。

八街市議会の近代化を進めるために、紹介議員として提案者の趣旨をお汲みとりいただき、同請願を採択くださるようお願い申し上げ、賛成討論いたします。

次に、請願第23-3号について賛成討論いたします。

地方消費者行政を充実させるための国による支援策に関する請願について、賛成討論の立場から討論いたします。

千葉県内５６市町村のうち、平成２０年度現在、消費者センターを設置しているのは１７市町村にとどまり、消費生活相談委員を配置しているのは２１市町村、相談委員を置かず職員が対応しているのは１４市町村、相談体制が整備されていないのが４市町村という現状であり、本市では、消費生活センターを設置しておりますけれども、まだまだ不十分であり、これによる、さらなる支援策の充実を求める請願に賛同するものであります。

○議長（古川宏史君）

桜田議員に申し上げます。

賛成討論の発言でございますので、議題外にわたっておりますので、発言を控えてください。

○桜田秀雄君

こうしたことから、今回出された請願については、賛成をするものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、京増藤江議員の請願第２３－３号に対する賛成討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、請願第２３－３号、地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願に対して賛成討論をいたします。

この請願は、「地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める」という内容でございます。

消費者被害は、食品関連だけをとっても、原産国、産地等の偽装、原材料表示のごまかし、賞味期限や消費期限等、期限表示の偽造など、悪質な事件が頻発しています。さらに、消費者契約による深刻な経済的被害も減るどころか増え続けています。

瞬間ガス湯沸かし器や石油暖房器具などが引き起こす命に関わる重大事故も後を絶ちません。最近では震災に関連して、「業者に高額な修理代を請求された」とか、「見積もりを依頼したら勝手に修理された」など、不動産賃貸関連の相談なども増えています。

八街市においては、販売方法に関する相談が年間１００件以上、契約・解約関係は２３０件以上で、この間推移しています。

このような状況のもとで、消費者は企業の利益最優先の安全無視、価格等の情報隠しや情報操作によって大きな不利益をこうむり、裁判に訴えるなどの対抗手段をとらない限り、消費者被害は救済されず、泣き寝入りさせられてきました。

力の弱い消費者にとって、命や健康・利益を守るためには、企業と対等平等に対じできる力がどうしても必要です。そのためには、行政による消費者の立場に立つ援助が必要であり、特に、国による地方自治体に対する強力な援助が求められています。

以上の理由から、私は、請願第２３－３号に賛成いたします。以上です。

○議長（古川宏史君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第６号、八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案についての委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号、八街市就学区域審議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号、八街市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市住所の表示方法に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、八街市上水道委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

+

起立全員です。議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号、平成２３年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第２３－２号、八街市議会全員協議会会議の公開を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（古川宏史君）

起立少数です。請願第２３－２号は、不採択と決定しました。

次に、請願第２３－３号、地方消費者行政充実のための国による支援に対する請願を採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。請願第２３－３号は、採択と決定しました。

会議中ではありますが、議事都合により、しばらく休憩します。

議会運営委員会を開催しますので、関係する委員は第２会議室にお集まりください。

(休憩 午後１２時０３分)

(再開 午後１２時１７分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

ここで、昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、１時３０分から再開いたします。

(休憩 午後１２時１７分)

(再開 午後 1時30分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、発議案1件が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

追加日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第6号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

発議案第6号について、説明をさせていただきます。

発議案第6号、地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成23年6月17日提出。

八街市議会議長、古川宏史様。

提出者、八街市議会議員、私、鯨井眞佐子。

賛成者、八街市議会議員、湯浅祐徳議員、同じく京増藤江議員、同じく山本邦男議員、同じく中田眞司議員、同じく桜田秀雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書（案）。

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで、消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制はあまりにも格差がある。

加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパリオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援にとどまっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用には、おのずと限界がある。

したがって、国は地方消費者行政充実のために、継続的かつ実効的な財政支援を行うべき

である。あわせて、国は、小規模な市町村が、よりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も消費生活相談業務の専門性に見合ったものとはいえない現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、八街市議会は国会及び政府に対し、地方消費者行政の支援について、次の事項を要請する。

記

1. (実効的な財政措置)

国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながら、使途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。

2. (地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みの提示)

すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。

3. (消費生活相談員の地位・待遇の向上を可能とすることができる任用制度の創設)

消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで、安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月。

千葉県八街市議会議長、古川宏史。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、消費者担当大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっております、発議案第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第6号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第6号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

討論がなければ、これで、発議案第6号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第6号、地方消費者行政に対する国の実行的支援を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで、しばらく休憩します。

全員協議会を開催しますので、議員控室へお集まりください。

再開時刻は、議会事務局からお知らせいたします。

（休憩 午後 1時41分）

（再開 午後 2時40分）

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

桜田秀雄議員より、請願第23-3号の賛成討論に関して、発言を求められておりますので、これを許します。

○桜田秀雄君

それでは、請願第23-3号の賛成討論の中で、議題外にわたっての発言がありましたので、発言の取り消しをお願いいたします。以上でございます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいまの桜田秀雄議員の申し出のとおり、発言の取り消しをすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

+

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

発言の取り消しをすることに決定しました。

先ほど、桜田秀雄議員の請願第23－2号の賛成討論に、討論にそぐわない発言がありましたので、地方自治法第129条の規定によって、発言の取り消しを命じます。

取り消す意思はないようですので、地方自治法第129条及び会議規則第80条の規定により、桜田秀雄議員の請願第23－2号の賛成討論にそぐわない発言は、会議録に掲載しないことに処置いたします。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のごあいさつとします。

議員の皆様に申し上げます。

全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

（閉会 午後 2時45分）

+

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 八街市農業委員会委員の推薦

2. 議案第6号から議案第15号

請願第23-2号、請願第23-3号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 発議案の上程

発議案第6号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....

議案第6号 八街市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市就学区域審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市住所の表示方法に関する審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市環境審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市消防委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 八街市上水道委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 平成23年度八街市一般会計補正予算について

請願第23-2号 八街市議会全員協議会会議の公開を求める請願

請願第23-3号 地方消費者行政充実のための国による支援に関する請願

発議案第6号 地方消費者行政に対する国の実行的支援を求める意見書の提出について

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 古 川 宏 史

八街市議会議員 山 口 孝 弘

八街市議会議員 林 修 三

+

+

+